

# 年末調整セミナー

会社が給与を支払うときに、従業員の給与や賞与(ボーナス)から所得税を徴収することが「源泉徴収」です。本来徴収すべき所得税の一年間の総額を再計算し、源泉徴収した合計額とあらためて比較することで、「過不足金額」を調整することが「年末調整」です。調整したのち余分に源泉徴収をしていた場合、その差額は従業員に還付されるという仕組みです。

毎年山形税務署と市町が主催して「年末調整説明会」を開催していましたが、今年度からは開催いたしませんので、ぜひこの機会にご参加お待ちしております。

主催/山形税務署 共催/(公社)山形法人会

令和3年

11月18日 木

13:30 ~ 15:30

山形市民会館 大ホール

講師 山形税務署 担当官

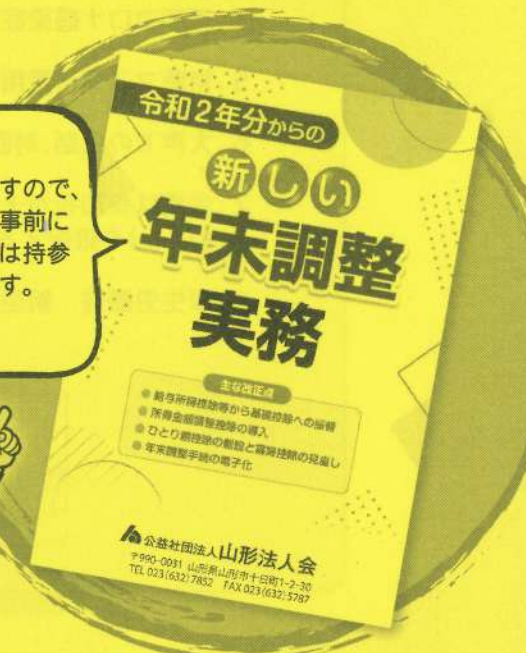
説明事項 令和3年分の年末調整事務における留意点

申込み FAX または 郵送にてお申込みください。

お申込先 公益社団法人 山形法人会事務局

〒990-0031 山形市十日町一丁目2番30号  
D' グラフォート十日町タワー203  
TEL 023-632-7852

※説明の資料は、当日差し上げますので、山形税務署から事前に送付された資料は持参しないで結構です。



裏面参照

新型コロナウイルス感染症対策について、裏面を御覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大の状況においては、セミナーを中止する場合がございます。

年末調整セミナー〔申込書〕 FAX 023-632-5787

◎ご記入いただいた個人情報は安全に管理いたします。  
◎いかなる第三者にも個人情報を提供することはありません。

会社名			
住所	〒		
参加者氏名		参加者氏名	
電話番号		F A X	